

## プレーカー等管理規定

### (目的)

#### 第1条

本規程はプレーカー及びプレーキット（以下「プレーカー等」という）の運用管理に関する事項を定めたものであり、プレーカー等の効率的運用を図ることを目的とする。

### (定義)

#### 第2条

1 本規程におけるプレーカーとは次の車両をいう。

車両番号 所沢480 す 548

車台番号 DA17V-527168

車名 スズキ エブリィ

2 プレーキットとはプレーカーに搭載した別に定める共有の遊具、道具をいう。

### (管理)

#### 第3条

プレーカー等の管理は入間市児童センターが行い、その管理責任者は入間市児童センター所長とする。

### (運転者)

#### 第4条

プレーカーを運転できる者は以下のとおりとする。

(1) 入間市児童センターの職員（以下、職員という。）で運転者名簿（様式）に記載された者

(2) 別に定めるとおり登録許可を得た団体（以下、登録団体という。）の構成員で、運転者名簿に記載された者

(3) その他管理責任者が認めた者

### (利用用途)

#### 第5条

プレーカー等は以下の用途に限り利用することができる。

(1) 入間市児童センターの事業に関する場合

(2) 登録団体の事業に関する場合

(3) その他管理責任者が認めた場合

### (安全運転)

#### 第6条

プレーカーを運転する者は、道路交通法その他の交通関係法規並びに本規程を遵守し、安全かつ適正な運行に努めなければならない。

(使用手続)

#### 第7条

- 1 職員がプレーカー等を使用する際には、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
- 2 登録団体がプレーカー等を使用する際には、別に定めるとおり管理責任者の許可を得なければならない。
- 3 プレーカー等の使用料は無料とする。ただし、プレーカーの燃料代は別に定めるとおり入間市児童センターに支払うものとする。

(報告)

#### 第8条

運転者はプレーカーの使用状況について運転日報(様式)に記載し管理責任者に報告しなければならない。

(保守・点検・修理)

#### 第9条

- 1 管理責任者は道路運送車両法の規定によりプレーカーの点検を行わなければならない。
- 2 点検に伴う修理、交換(以下「修理等」という)については、管理責任者が行うものとする。
- 3 事故によるプレーカーの修理等については、入間市児童センターの職員が運転していた場合は入間市児童センターが行い、登録団体の構成員が運転していた場合は、当該登録団体が行うものとする。

(利用方法)

#### 第10条

運転者は、管理責任者が定める方法によりプレーカー等を使用しなければならない。

(管理責任)

#### 第11条

運転者及びプレーキットの利用者(以下、「運転者等」という)は、プレーカー等の引渡しを受けてから返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってプレーカー等を使用し、保管するものとします。

(保管)

## 第12条

プレーカー等及びプレーカーの鍵は常に定める位置に保管すること。ただし、登録団体が使用している期間中は、この限りではなく、盗難や損傷を受けないように安全な場所に保管すること。

(故障発見時の措置)

## 第13条

運転者は、使用中にプレーカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、管理責任者に連絡するとともに、管理責任者の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置)

## 第14条

- 1 運転者は、使用中にプレーカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
  - (1) 直ちに事故の状況等を管理責任者に報告し、管理責任者の指示に従うこと。
  - (2) 前号の指示に基づきプレーカーの修理を行う場合は、管理責任者が認めた場合を除き、管理責任者が指定する工場で行うこと。
  - (3) 事故に関しプレーカーが契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
  - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ管理責任者の承諾を受けること。
- 2 運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとする。

(盗難発生時の措置)

## 第15条

運転者等は、使用中にプレーカー等の盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を管理責任者に報告し、管理責任者の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関しプレーカーが契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(違法駐車の場合の措置等)

## 第16条

運転者は、プレーカーの使用中に道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。

(委任)

第17条

この規程の施行に関し、必要な事項は管理責任者が別に定める。

附則

この規程は令和4年3月1日から施行する。